般送配電事業者」に、「一般電気事業の」を「一般送配電事業の」に、「場合は」を「場合にあっては」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を削り、同項第八号中「他」を「他の者」に、「電気事業」を「一般送配電事業」に、「場合は」を「場合にあっては」に改め、同号を同項第六号とし、同項第九号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　様式第四の一般送配電事業遂行体制説明書

第四条第四項第十号を削り、同項第十一号中「会社又は法人である組合（以下「組合」という。）である場合は、その者」を「法人である場合にあっては、当該申請者」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十二号中「会社又は組合」を「法人」に、「は、その会社又は組合」を「にあっては、当該法人」に改め、同号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が一般送配電事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し

第四条第四項第十三号中「電気事業」を「一般送配電事業」に改め、「又は原子力発電所」及び「又は原子炉」を削り、「場合は」を「場合にあっては」に改め、同号を同項第十二号とし、同項に次の一号を加える。

十三　申請者が推進機関の会員でない場合にあっては、当該申請者が推進機関に加入する手続をとったことを証する書類

第四条に次の一項を加える。

5　経済産業大臣は、法第三条の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

第五条中「様式第四」を「様式第五」に改め、「事業開始届出書を」の下に「経済産業大臣に」を加える。

第六条中「様式第五」を「様式第六」に改め、「次の」の下に「各号に掲げる」を、「添えて」の下に「、経済産業大臣に」を加え、同条第三号中「場合は」を「場合にあっては」に、「五年」を「十年」に改め、同項第四号中「場合は」を「場合にあっては」に改め、同項第五号中「場合は」を「場合にあっては」に、「五年」を「十年」に改め、同項第七号中「他」を「他の者」に、「場合は」を「場合にあっては」に改め、同項第八号中「は、供給区域の変更についての」を「にあっては、当該申請者が供給区域を変更することについての議決に係る」に改め、同条に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、法第八条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

第七条から第八条の三までを削る。

第九条の見出し中「供給区域等」を「供給区域」に改め、同条中「第八条第七項」を「第八条第二項」に改め、同条を第七条とする。

第十条中「のとおり」を「の各号に掲げるもの」に改め、同条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同条に次の二号を加える。

二　変電用のものに係る変更であって、次のいずれかに該当するもの

イ　設置の場所の変更であって、電圧三十万ボルト以上のもの又は電圧三十万ボルト未満のものであって、容量十五万キロボルトアンペア以上若しくは出力十五万キロワット以上の周波数変換機器若しくは整流機器の設置を伴うもの若しくは出力がその者の電気事業の用に供する変電所の出力の合計の二十パーセント以上のものを設置することに伴うもの

ロ　設置の場所の変更であって、廃止することに伴うもの

ハ　周波数の変更

ニ　電圧三十万ボルト以上のものの出力の変更であって、その変更する出力が三十万キロボルトアンペアを超えるもの又はその者の電気事業の用に供する変電所の出力の合計の二十パーセント以上のもの

ホ　電圧三十万ボルト未満のものの出力の変更であって、周波数変換機器若しくは整流機器の容量を十五万キロボルトアンペア以上とし、又はこれらの出力を十五万キロワット以上とすることに伴うもの

三　発電用のものに係る変更であって、次のいずれかに該当するもの

イ　設置の場所、原動力の種類又は周波数の変更

ロ　出力の変更であって、その変更する出力が十五万キロワット以上又はその者の電気事業の用に供する発電所の出力の合計の二十パーセント以上のもの

第十一条第一項中「電気事業」を「一般送配電事業」に、「様式第八」を「様式第七」に、「次の」を「次に掲げる」に、「の場合は」を「の場合にあっては」に改め、「添えて」の下に「、経済産業大臣に」を加え、同項第四号中「発電所又は変電所」を「変電所又は発電所」に、「場合は」を「場合にあっては」に改め、同条第二項中「住所」の下に「又は主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地」を加え、「様式第八の二」を「様式第八」に改め、「氏名等変更届出書を」の下に「経済産業大臣に」を加え、同条第三項中「電気事業」を「一般送配電事業」に、「様式第八」を「様式第七」に改め、同条を第九条とする。

第十二条中「次の」の下に「各号に掲げる」を、「添えて」の下に「、経済産業大臣に」を加え、同条第五号中「五年」を「十年」に改め、同条第六号を削り、同条第七号中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「会社又は組合」を「法人」に、「場合は」を「場合にあっては」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「会社又は組合」を「法人」に、「場合は」を「場合にあっては」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号中「電気事業」を「一般送配電事業」に改め、「又は原子力発電所」を削り、「場合は」を「場合にあっては」に改め、同号を同条第十号とし、同号の前に次の二号を加える。

八　譲渡人又は譲受人が地方公共団体である場合にあっては、当該譲渡人又は譲受人の譲受けについての議決に係る議会の会議録の写し

九　譲受人の譲受けの日以後十年内の日を含む毎年度における用途別の需要見込み及び供給の計画を記載した書類

第十二条に次の二号及び一項を加える。

十一　主たる技術者の履歴書

十二　様式第四の一般送配電事業遂行体制説明書

2　経済産業大臣は、法第十条第一項の認可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

第十二条を第十条とする。

第十三条中「様式第十の二」を「様式第十一」に改め、「次の」の下に「各号に掲げる」を、「添えて」の下に「、経済産業大臣に」を加え、同条第四号中「五年」を「十年」に改め、同条第七号を削り、同条第六号中「電気事業」を「一般送配電事業」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「場合は」を「場合にあっては」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　合併又は分割の日以後十年内の日を含む毎事業年度における用途別の需要見込み及び供給の計画を記載した書類

第十三条に次の二号及び一項を加える。

八　主たる技術者の履歴書

九　様式第四の一般送配電事業遂行体制説明書

2　経済産業大臣は、法第十条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

第十三条を第十一条とする。

第十四条の見出し中「電気事業」を「一般送配電事業者」に改め、同条中「様式第十一の電気事業承継届出書を」を「様式第十二の事業承継届出書に事業の相続があったことを証する書類を添えて、経済産業大臣に」に改め、同条を第十二条とする。

第十五条を削る。